

モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務業者選定に係る応募要領

1 業務内容

別紙1「モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書は基本的事項を定めたものであり、受託候補者と契約を交わす際には、提案内容等によって変更する場合がある。

2 契約条件

本業務を長期継続契約として受託すること。

3 応募資格要件

- (1) 京都市契約事務規則第4条及び第22条の規定に基づく競争入札有資格者名簿に登録されていること。ただし、競争入札有資格者名簿に登録されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 本件応募要領ホームページ掲載の日から業務提案書提出の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 日本国内に本店、支店又はこれに準ずる事業所を有すること。
- (4) Jamf Pro 等の設定作業及びモバイル Wi-Fi 端末の設定作業をする業者は ISO/IEC27001 認証を取得していること。

4 契約期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで。ただし、データ通信回線サービスの提供開始に必要な準備は、契約期間の始期に間に合うようにすること。

5 契約金額の上限

295,492,690円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）。ただし、各年度の年割額の上限は下表のとおり（令和7年度の年割額には初期費用を含む。）。

令和7年度	40,224,690円
令和8年度	58,908,000円
令和9年度	58,908,000円
令和10年度	58,908,000円
令和11年度	58,908,000円
令和12年度	19,636,000円

6 応募手続き等

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類は、京都市ホームページ「京都市情報館」上からダウンロードすること。

ア 交付期間

令和7年5月26日（月）から

イ 交付書類

(ア)	モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務業者選定に係る応募要領（本書）
(イ)	モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務仕様書（別紙1）
(ウ)	モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務提案書作成要領（別紙2）
(エ)	モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務提案書項目及び配点一覧（別紙3）
(オ)	モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務業者選定に係る審査基準（別紙4）
(カ)	モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務受託申込書（様式1。以下「受託申込書」という。）
(キ)	モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務に関する協定書（様式2）

(2) 受託申込書等の提出

受託希望者は、次のとおり受託申込書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 受託申込書（様式1）

(イ) 以下の証明書（「3 応募資格要件（1）」のただし書に該当する場合のみ）

- a 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）
- b 所得税又は法人税及び消費税の納税証明書（法人の場合は「納税証明書その3の3」、個人の場合は「納税証明書その3の2」）
- c 京都市の市民税及び固定資産税（京都市内に事業所等が所在する場合もしくは、固定資産を所有する場合のみ）の納税証明書
- d 水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件受託希望者となっている場合のみ）
- e 京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項第6号に関する誓約書

(ウ) モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務に関する協定書（様式2。コンソーシアムを結成して参加する場合のみ。必要事項を記載するとともに、コンソーシアムを構成する全ての構成員について、商号又は名称及び代表者名を記載したもの。）

イ 提出方法

提出先に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

ウ 部数

1部

エ 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時まで（必着）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

なお、ア(イ)又は(ウ)の提出が期日に間に合わない場合は、「業務提案書」と合わせて提出して良い。

オ 提出先

「13 提出先及び問合せ先」参照

(3) 業務提案書等の提出

受託希望者は、受託申込書を提出後、次のとおり業務提案書、会社概要及び見積書を提出すること。

ア 業務提案書に記載すべき事項

(ア) 提案の背景・現状の課題

(イ) 実施体制

(ウ) 実施スケジュール

(エ) データ通信回線サービス（提案内容、回線品質、提案プラン、運用）

(オ) Jamf Pro による学習者用端末の設定（実績、作業内容、運用引継）

(カ) モバイル Wi-Fi 端末の設定（実績、作業内容）

(キ) その他

※ 詳細については、別紙2「モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務提案書作成要領」を参照すること。

イ 見積書に記載すべき事項

別紙2「モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務提案書作成要領」により、必要事項を記載すること。

ウ 提出方法

ア及びイにより作成した業務提案書、会社概要及び見積書を提出先に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

エ 部数

各1部。ただし、紙媒体で提出する場合は業務提案書及び会社概要は6部提出すること。

オ 提出期限

令和7年6月11日（水）午後5時まで（必着）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

オ 提出先

「13 提出先及び問合せ先」参照

7 本選定に関する質問

受託希望者で、本選定に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問内容を記載した書面（様式自由）を提出先に持参、郵送又は電子メールにより提出すること（電話による質問は受け付けない。）。ただし、電子メールによる場合は、受信確認の電話を入れること。

(2) 部数

1部

(3) 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時まで（必着）

(4) 回答

令和7年6月3日（火）午後5時までに、受託申込書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

(5) 提出先

「13 提出先及び問合せ先」参照。

8 受託候補者の選定

(1) 受託候補者選定委員会

受託候補者を選定する審査は、京都市教育委員会事務局内に設置する受託候補者選定委員会が行う。同委員会は、次の委員で構成する。

ア 京都市教育委員会事務局 総務部長

イ 京都市教育委員会事務局 総務部担当部長（総務部学校事務支援室長事務取扱）

ウ 京都市教育委員会事務局 指導部担当部長（教育改革（初等・中等教育））

エ 京都市教育委員会事務局 総務部学校事務支援室担当課長（情報化推進）

オ 京都市教育委員会事務局 指導部学校指導課担当課長（教育 ICT 化推進）

(2) ヒアリングの実施

受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に関するヒアリングを、令和7年6月13日（金）に実施予定。ヒアリングの日時、場所等の詳細については、応募締切り後、改めて通知する。

(3) 評価方法

別紙3「モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務提案書項目及び配点一覧」及び別紙4「モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務業者選定に係る審査基準」を参照。

9 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

「8 受託候補者の選定」に基づき、業務提案書及びヒアリングの内容について審査を行い、全ての受託希望者の順位を決定し、最も優れていた者を第1順位の受託候補者とする。

(2) 受託候補者等への通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。(令和7年6月16日(月)発送予定)

イ 通知内容に疑義のある受託希望者が説明を求める場合は、令和7年6月18日(水)午後5時までに書面で、「13 提出先及び問合せ先」まで提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵便及び電送(電子メール、ファックス等)によるものは認めない。

エ 提出のあったものについては、速やかに書面をもって回答する。

(3) 契約締結の協議

受託候補者への通知後、速やかに契約締結の協議を行う。協議が整った際には、速やかに契約を締結する。

なお、協議が整わなかったときには、次に高い評価を獲得した受託希望者から順に、受託候補者として契約締結の協議を行う。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、業務提案書及びヒアリングの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで。ただし、データ通信回線サービスの提供開始に必要な準備は、契約期間の始期に間に合うようにすること。

(4) 長期継続契約

この契約は長期継続契約とし、以下の条件で契約する。

ア 京都市は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

イ アの規定により、京都市がこの契約を解除した場合において、この契約の対象となったサービスに係る受託者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に京都市が受託者に対して支払った賃借料を上回っていても、受託者はその差額を京都市に請求することができない。

ウ 受託者は、イに定めるもののほか、アの規定により京都市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、京都市に請求することはできない。

(5) 特約事項

業務提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする

(6) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、京都市が承認した場合はその限りでない。

- (7) 契約保証金
免除する。
- (8) 契約金額の支払
業務完了後、受託者の請求により支払を行う。詳細は仕様書のとおり。
- (9) 進捗管理
京都市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

11 その他

- (1) この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 受託候補者選定委員会は、候補者が次の各号に掲げる条件に該当した場合は、直ちにその業者を選定から除外する。
 - ア 提出書類及びヒアリング内容に虚偽があった場合
 - イ 京都市競争入札参加資格を失うなど、応募資格を失った場合
 - ウ 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て受託希望者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、事業者の選定以外には、受託希望者に無断で使用しない。
- (5) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (7) 提出された書類は全て返却しない。

12 スケジュール（再掲）

内 容	日 時
プロポーザル募集開始	令和7年5月26日（月）
受託申込書等の提出締切	令和7年5月30日（金）午後5時まで
本選定に関する質問の締切	令和7年5月30日（金）午後5時まで
質問に対する京都市からの回答	令和7年6月3日（火）午後5時まで
業務提案書等の提出締切	令和7年6月11日（水）午後5時まで
ヒアリング	令和7年6月13日（金）予定
受託候補者の選定	令和7年6月13日（金）予定
審査結果通知	令和7年6月16日（月）予定
通知内容に関する疑義照会	令和7年6月18日（水）午後5時まで
疑義照会に対する京都市からの回答	疑義照会后速やかに回答
契約締結の協議	審査結果通知後速やかに協議
契約予定日	令和7年6月中旬～下旬

13 提出先及び問合せ先

本プロポーザルに関する提出書類の提出先及び問合せ先は以下のとおり。

- (1) 書類を持参又は郵送する場合の住所・所属・担当

〒604-8437

京都市中京区西ノ京東中合町1

京都市教育委員会事務局総務部学校事務支援室 情報化推進担当

(担当 桐木、安部)

- (2) 電話番号

(075) 841-3505

- (3) 電子メールアドレス (学校事務支援室の共用メールアドレス)

メールアドレス jcenter@edu.city.kyoto.jp

- (4) 注意点

ア 京都市立西京高等学校の敷地内に所在するが、同校と入口が異なる点に注意すること。必ず敷地西側（佐井通）の学校事務支援室用の入口から来庁すること。

イ 提出書類を郵送する場合、提出締切は指定する日時までの必着を条件とする。

ウ 電子メール送信時は、件名の先頭に必ず「【モバイル Wi-Fi】」の文言を付すこと (Wi-Fi は半角)。